

保護者の皆さまへ

福津市長 原崎 智仁

## 5月7日以降の認可保育所、認定こども園（保育認定）、 地域型保育事業所の臨時休園措置について

保護者の皆様には、従前からの「家庭保育」への協力要請や4月16日以降の保育所等臨時休園措置に、ご理解・ご協力いただき、心から感謝申し上げます。

しかし、福岡県における感染状況は、収束が見通せず、依然として厳しい状況が続いております。保育所等の臨時休園延長の可否については、今後の国の緊急事態宣言や福岡県知事による休業要請措置の動向を踏まえ判断する必要がありますが、ご家庭での大型連休直後の混乱を回避するため、5月9日（土）まで臨時休園措置を延長することとしました。

また、5月11日（月）以降について、国の緊急事態宣言や県知事による休業要請措置が継続される場合は、その期間につき、臨時休園措置を延長いたします。なお、国の緊急事態宣言及び県知事の休業措置が解除された場合に、臨時休園措置も解除しますが、解除の日から5月30日までの間につきましては、引き続き「家庭保育」にご協力くださいますようお願いいたします。

大型連休を迎えましたが、お子様、保護者の皆様におかれましては、不要不急の外出をせず、可能な限り自宅でお過ごしください。現在の行動が2週間後の未来をつくります。ご負担をおかけしますが、どうか、ご理解とご協力をお願いします。

### 記

1. 臨時休園期間 4/16（木）から ~~5/6（水）~~ → 5/9（土）
2. 国の緊急事態宣言や県知事の休業要請が継続された場合 → 継続期間中、臨時休園措置を延長
3. 国の緊急事態宣言や県知事の休業要請が解除された場合 → 解除に伴い臨時休園措置も解除、ただし、解除の日から5/30（土）までは「家庭保育」にご協力ください。
4. 臨時休園中においても、医療従事者や社会機能を維持するために就業継続が必要な保護者の方、ひとり親などで仕事を休むことが困難な場合については、各保育所等にご相談ください。
5. 臨時休園中及び「家庭保育」協力期間中において保育料（0,1,2歳児）を日割り計算します  
○減免後の保育料＜計算式＞  
保育料×（保育所等開所日 - ※保育所等を休んだ日数）÷25日＜10円未満の端数切捨て＞  
※保育所等を休んだ日数とは、臨時休園措置又は家庭保育により、保育所等に登園しなかった日数
6. 復職予定で保育所等を利用される場合復職の期限を7月1日（水）まで延長します  
対象の方は、申立書（任意様式）をこども課まで提出ください（郵送・メール可）
7. その他  
今後の感染症の流行状況により、対応を見直す場合がありますので、予めご了承ください。